

伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会

(個人情報一答申第7号)

◆諮問第8号 (個人情報)

個人情報保護制度における防犯カメラの取扱いについて

答 申 書

1 諮問の概要

(1) 防犯カメラによる個人情報の本人以外収集の公益上の必要性（諮問事項 1）

犯罪の発生が多い地域に「防犯カメラ内蔵LED防犯灯」を設置し、不特定多数の者の個人情報を収集することについて、伊勢崎市個人情報保護条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 18 号。以下「個人情報保護条例」という。）第 6 条第 3 項第 8 号の規定により、意見を求められたもの

(2) 個人情報保護に配慮した防犯カメラの取扱いに関する考え方（諮問事項 2）

個人情報保護に配慮した防犯カメラの取扱いに関する指針を策定するに当たり、その考え方について、個人情報保護条例第 47 条第 1 項第 3 号の規定により、意見を求められたもの

2 審査会の結論

(1) 諮問事項 1 について

「防犯カメラ内蔵LED防犯灯」による個人情報の収集については、公益上特に必要があると認める。

なお、防犯カメラの設置及び運用に当たっては、次に掲げる事項を遵守すべきである。

ア 防犯カメラにより撮影し、記録された画像情報に、個人が識別できる情報が含まれている可能性があることを認識し、当該画像情報の適切な取扱いに努めること。

イ 画像情報を保存するメモリーカードの管理に当たっては、個人情報の保護のために必要な措置を講じること。

ウ 個人情報の適切な取扱いを確保するため、安心して安全なまちづくりのための諸施策を実施する中で、市と捜査機関との役割を明確にするよう努めること。

エ 防犯カメラの設置区域を拡大する際は市民の合意形成に努め、必要に応じて当審査会の意見を求めること。

(2) 諮問事項 2 について

ア 個人情報保護に配慮した防犯カメラの取扱いに関する指針の考え方については、妥当なものと認める。

イ 防犯カメラの設置及び運用に関する市として統一した基準を定め、すでに防犯カメラが設置されている施設等においてもこれを遵守するよう特に配慮すべきである。

3 審査会の考え方

当審査会で審議した結果は以下のとおりである。

(1) 条例第 6 条第 3 項第 8 号に定める「公益上特に必要があるとき」について

ア 防犯カメラの有用性と個人情報保護

市では、市民にとって暮らしやすい地域社会を実現するため、伊勢崎市安心安全まちづくり条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 257 号。以下「安心安全まちづくり条例」という。）

を制定し、安心して安全なまちづくりのための諸施策を実施している。

諮問事項1における「防犯カメラ内蔵LED防犯灯」は、防犯に関する安心安全対策の一環として設置するものであるが、防犯カメラによる不特定多数の者の個人情報の収集については、いつどこで撮影されているのか、記録された画像情報は誰が見ているのか、画像情報の紛失、盗難等はないか、さらに、みだりに第三者に提供されたりしないか等、いわゆる「監視社会」に対する市民のプライバシーについての不安があることも事実であり、防犯カメラの設置及び運用に当たっては、個人情報保護制度の観点からも検討する必要がある。

安心安全まちづくり条例と個人情報保護条例は質的に異なるものといえるが、究極的には市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指すという点では共通している。

そこで、防犯カメラの設置及び運用に当たっては、その有用性と市民の個人情報の保護との調和を図る必要があると考える。

イ 「公益上特に必要があるとき」の該当性

個人情報保護条例第6条第3項第8号は、本人以外の者から個人情報を収集することができる場合として、「伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて公益上特に必要があるとき」と定めている。防犯カメラにより市民を撮影し、画像情報として記録することは、本人の同意を得ないで、本人以外の者から個人情報を収集する場合に準じると考えられるから、市がこのような方法で個人情報を収集するためには、この「公益上特に必要があるとき」に該当することが必要である。

市は、「防犯カメラ内蔵LED防犯灯」の設置目的について、犯罪の発生が多い地域に防犯カメラを設置することにより、犯罪者への心理的な抑制などの効果が期待され、結果として犯罪が発生した場合は、捜査機関による画像情報の閲覧及び捜査機関への画像情報の提供により、捜査への協力が可能となるとしている。

他の官公庁等において設置した防犯カメラの運用状況とその効果を合わせ考えると、防犯カメラの設置は、犯罪の抑止効果が高いものと推測され、安心して安全なまちづくりのための施策の一つの方法として有効な手段となりうると考えられる。

しかも、防犯カメラにより市民を撮影する際、本人の同意を求めることは凡そ不可能ではあるが、「防犯カメラ内蔵LED防犯灯」は、犯罪の発生が多い地域に試行的に設置するものであり、その近隣住民の合意が得られるよう努めるとのことである。さらに、記録された画像情報は暗号化され、簡易に再生できない仕組みになっており、市民の個人情報の保護に一定の配慮がなされている。

以上、諸般の事情を総合的に考慮すれば、「防犯カメラ内蔵LED防犯灯」の設置及び運用による個人情報の収集は、公益上特に必要があると認めることができる。

(2) 個人情報保護に配慮した防犯カメラの取扱いに関する考え方について

防犯カメラによる不特定多数の者の撮影に当たっては、市民がみだりにその容ぼう、姿態等を撮影されない自由を有することに配慮しなければならない。

前述のように、防犯カメラの設置により、犯罪の抑止効果が期待されるところではあるが、現状では、防犯カメラの設置及び運用に関する規制はないため、市の裁量に委ねられている

のが実情であり、防犯カメラにより市民が了知しない状態で撮影され、その画像情報が任意に取り扱われてしまうこともありうるところである。

そこで、防犯カメラの設置に当たっては、その設置目的を明確にするとともに、設置場所及び設置区域、画像情報の記録、保存期間等は防犯カメラの設置目的を達成するために必要最小限の範囲内とするなど、市民の個人情報の保護に配慮した運用基準等を定めて、市として統一した運用を図り、収集した個人情報を厳格に管理する必要がある。

この点について、諮問事項２の「個人情報保護に配慮した防犯カメラの取扱いに関する考え方」では、「防犯カメラの設置により、不特定多数の者の画像を収集するときは、画像の適正な維持管理に努め、個人情報保護条例に定める利用及び提供の制限の例外に該当する場合を除き、利用目的の範囲を超えた画像の利用や実施機関以外のものに対する画像の提供をしない」とし、さらに「防犯カメラで撮影・記録された画像の適切な取扱いを確保するため、管理者を置く」としている。また、防犯カメラの設置場所付近において、「防犯カメラ作動中」の表示を行うことは、犯罪の抑止効果が期待されるだけでなく、個人情報保護制度の運営上、必要なことである。

このような個人情報の取扱いに関する制限及び管理方法は、防犯カメラにより撮影し、記録された市民の画像情報を適切に取り扱うものであると評価でき、この考え方は妥当なものと認めるものである。

なお、諮問事項２における考え方に基づき、防犯カメラの設置及び運用に係る市として統一した運用基準等を早急に定め、すでに防犯カメラが設置されている施設等においてもこれを遵守するよう特に配慮すべきである。

4 付帯意見

個人情報保護条例第9条は、個人情報の「利用及び提供の制限」を定めており、実施機関が収集する個人情報については、原則として実施機関以外のものに提供することができない。つまり、実施機関が最初から捜査機関に提供する目的で防犯カメラにより市民の画像情報を収集するのであれば、これは個人情報保護制度の趣旨に大きく反していることになる。

本答申の趣旨は、個人の権利利益を侵害するおそれがあるという理由で防犯カメラの設置を抑制したり、捜査機関への画像情報の提供を制限したりすることや、逆にその防犯対策上の有用性から、その設置を促進することを意図するものではなく、防犯カメラの有用性と市民の個人情報保護との調和を図る必要があるとするものである。

そこで、市が防犯カメラにより撮影し、記録された画像情報を捜査機関へ提供するに当たっては、防犯カメラの有用性だけでなく、みだりに個人情報が第三者に提供されないという個人情報保護制度の趣旨を考慮し、次に掲げる個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう要望するものである。

- (1) 個人情報保護条例第9条第2項第1項、第4項及び第6項に該当すると認めるときに限り、捜査機関に対して画像情報を提供すること。
- (2) 画像情報を閲覧するためのID及びパスワードは厳重に管理すること。
- (3) 画像情報の提供方法を提供先の捜査機関と事前に協議して定めておくこと。

伊総発第105号
平成22年6月30日

伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 井田 健一 様

伊勢崎市市長 五十嵐 清 隆
(総務部総務課情報公開係)

個人情報保護制度における防犯カメラの取扱いについて（諮問）

このことについて、伊勢崎市個人情報保護条例（平成17年伊勢崎市条例第18号）第6条第3項第8号及び第47条第1項第3号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問内容

- (1) 防犯カメラによる個人情報の本人以外収集の公益上の必要性
- (2) 個人情報保護に配慮した防犯カメラの取扱いに関する考え方
- (3) その他必要な事項

2 資料

別紙のとおり

防犯カメラ内蔵LED防犯灯の設置

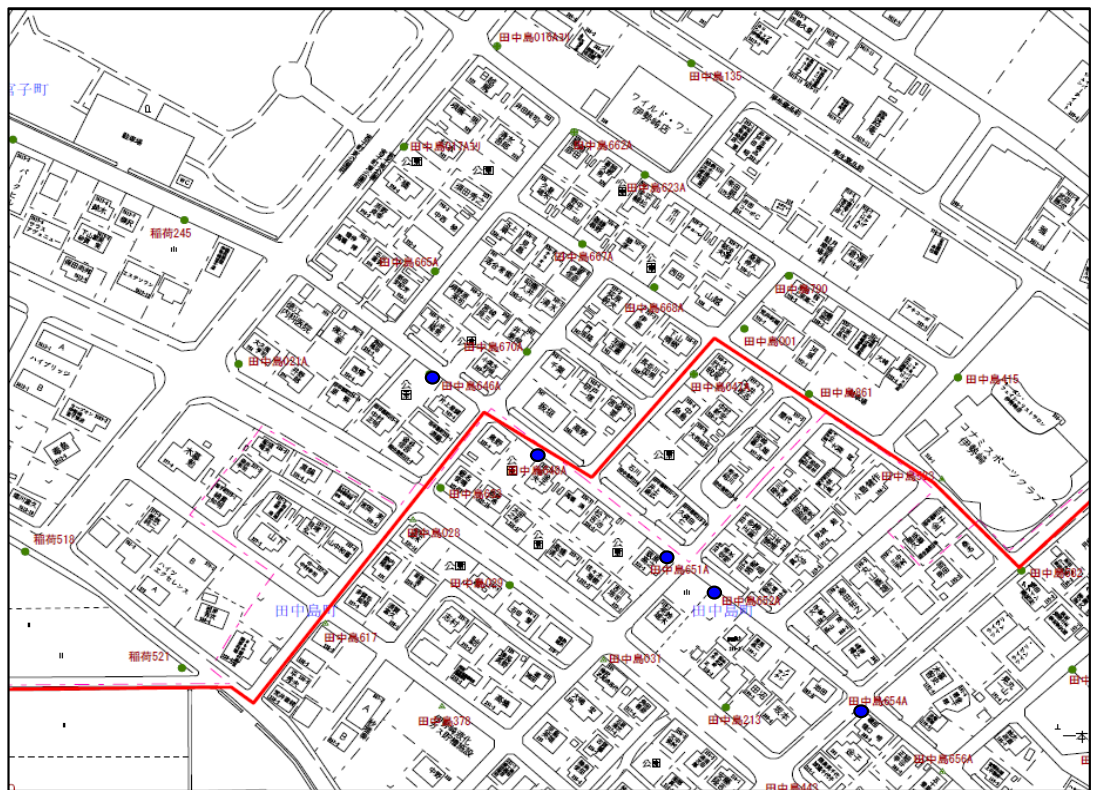
伊勢崎市安心安全課

伊勢崎市では、宮子町区、田中島町区に防犯カメラが内蔵されたLED防犯灯を5基設置します。

電柱に設置された防犯灯を防犯カメラ内蔵LED防犯灯に変更して運用する予定です。

設置予定場所

● 設置予定の電柱



防犯カメラ内蔵防犯灯の概要

- 画像を暗号化して保存する事でプライバシーを保護
- 直近1週間をメモリーカードに保存
- 暗号解除には解除パスワードと専用ソフトウェアが必要
- モニター設備はおかず、捜査機関からの要請などの必要時のみにメモリーカードを提供
- 群馬県防犯カメラの運用に関するガイドライン等に基づき適正に管理します
- 本防犯カメラ内蔵LED防犯灯の運用に関しては、ガイドライン(要綱・要領)を制定します



防犯灯 + 防犯カメラ

e-自警灯



防犯カメラ

- 従来の防犯灯と防犯カメラを一体化
- 一体化により低コスト化
- 簡単な取付
- 画像の暗号化によりプライバシーを保護
- 地域防犯網を簡単に構築可能
- LEDを採用し優れた環境性能
- 太陽電池パネルや風力発電等システムアップも可能



動いている自転車もハッキリと映ります。



トラブル回避に駐車場にも威力を発揮します。



歩行者も顔を視認できます

個人情報保護に配慮した防犯カメラの取扱い

1 諮問の趣旨

(1) 防犯カメラによる個人情報の本人以外収集の公益上の必要性

犯罪の発生が多い地域に「防犯カメラ内蔵LED防犯灯」を設置し、不特定多数の者の個人情報を収集することについて、伊勢崎市個人情報保護条例（平成17年伊勢崎市条例第18号。以下「個人情報保護条例」という。）第6条第3項第8号の規定により、貴審査会の意見を求めるものである。

(2) 個人情報保護に配慮した防犯カメラの取扱いに関する考え方

本市では、市庁舎や学校をはじめ、数多くの公共施設に防犯カメラを設置していることから、市が設置する防犯カメラの運用と条例に定める個人情報保護制度との整合性を図る必要がある。さらに、防犯カメラの運用による市民の権利利益の侵害の防止を図るため、「個人情報保護に配慮した防犯カメラの取扱いに関する指針」の策定を検討しているが、その考え方について、個人情報保護条例第47条第1項第3号の規定により、貴審査会の意見を求めるものである。

2 諮問の背景等

(1) 諮問の背景

本市では、市民にとって暮らしやすい地域社会を実現するため、伊勢崎市安心安全まちづくり条例（平成17年伊勢崎市条例第257号）を制定し、安心で安全なまちづくりのための諸施策を実施しているが、本市における刑法犯認知件数は、県内でも高い状況にある。

このような状況の中、道路や公園、広場などの公共的な場所や犯罪の発生が多い地域に防犯カメラを設置することにより、犯罪抑止効果が期待でき、地域住民や訪れる人々に安心感と心強さを与えることができると考えている。

一方、本市では、個人情報保護条例を制定し、個人情報保護についての諸施策を推進している。防犯カメラで撮影・記録された本人が判別できる画像情報については、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」において個人情報として取り扱うことが示されるなど、防犯カメラの設置及び運用に当たっては、個人情報保護に配慮した対応が求められる。

(2) 防犯カメラの取扱いと個人情報保護

防犯カメラによる不特定多数の者の撮影・記録は、個人情報の本人以外の者からの収集に該当するものと考えられる。

個人情報保護条例では、個人情報は本人から直接収集することを原則としているが、防犯カメラの撮影・記録による個人情報の収集については、本人から直接収集することや本人の同意を得た上で収集することは困難である。

そこで、市が防犯カメラを設置する場合には、個人情報保護条例第6条第3項各号に定める個人情報の本人収集の原則の例外のうち、「伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会の意

見を聴いて公益上特に必要があるとき（同項第8号）」に該当するものとして取り扱う必要がある。

3 市内の他の官公庁等における防犯カメラの設置状況

平成19年度 JR伊勢崎駅前駐輪場にプライバシー保護機能付の防犯カメラを設置

平成20年度 連取町地内の住宅街にプライバシー保護機能付の防犯カメラを設置

※ いずれも伊勢崎警察署が設置したもの

4 今後の措置

(1) 個人情報保護に配慮した防犯カメラの取扱いに関する指針の策定

防犯カメラによる不特定多数の者の撮影・記録に当たっては、市民等がみだりにその容ぼう等を撮影されない自由を有することに配慮する必要がある。

そこで、別紙に示す考え方により、市が設置する防犯カメラの取扱いに関する指針を定め、防犯カメラを設置するに当たっては、その設置目的を明確にし、設置場所及び設置区域、画像の記録、保存期間等は防犯カメラの設置目的を達成するために必要最小限の範囲内とするなど、市として統一したルールに基づき、個人情報の適切な取扱いを確保しようとするものである。

(2) 防犯カメラ内蔵LED防犯灯を設置

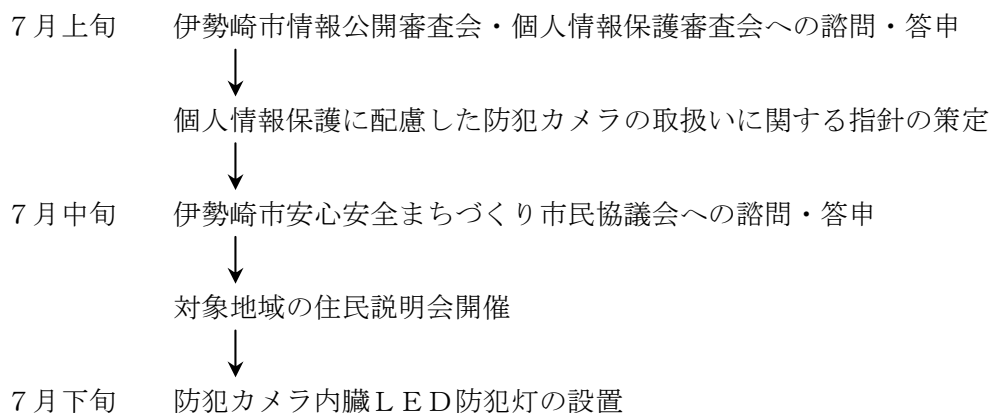
地域の防犯対策として、犯罪の発生が多い地域にプライバシー保護のための暗号化保存機能の付いた「防犯カメラ内蔵LED防犯灯」を設置し、次に掲げるいずれかに該当するとき限り、撮影・記録された画像を外部提供するものである。

ア 法令又は他の条例に定めがあるとき。

イ 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

ウ 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を文書により受けたとき。

5 今後のスケジュール



防犯カメラの取扱いに関する指針の考え方

1 実施機関の責務

実施機関は、防犯カメラを設置し、又は管理し、特定の個人を識別できる画像を撮影する可能性があるときは、個人情報に係る本人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

なお、防犯カメラを設置したときは、速やかに伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会に設置状況等を報告するものとする。

2 条例における画像の取扱い

(1) 防犯カメラにより、不特定多数の人を撮影・記録する場合

不特定多数の者が撮影・記録された画像であっても、特定の個人を識別できるものは、個人情報保護条例に定める「個人情報」に該当すると考えられる。

そこで、当該画像に特定の個人が識別できる画像が含まれている可能性があることを認識し、防犯カメラ画像管理者（以下「管理者」という。）の設置及びその目的に応じた防犯カメラの運用基準等を策定するなど、画像の適正な維持管理に努める。

(2) 防犯カメラにより、特定の個人を識別できる画像を収集し、組織的に利用するために保管する場合

防犯カメラにより他の情報と照合して特定の個人が識別される画像を収集し、組織的に利用するものとして保有する場合は、個人情報保護条例に定める「個人情報」として取り扱う。

3 画像の収集、利用及び提供の制限

(1) 防犯カメラの設置に当たっては、その所掌する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り限定しなければならない。

(2) 防犯カメラの設置により、不特定多数の者の画像を収集するときは、画像の適正な維持管理に努め、個人情報保護条例に定める利用及び提供の制限の例外に該当する場合を除き、利用目的の範囲を超えた画像の利用や実施機関以外のものに対する画像の提供をしない。

4 防犯カメラ設置の表示

防犯カメラの設置に当たっては、「防犯カメラ設置中」である旨を防犯対象区域内又は施設の見やすい場所に表示する。

このことにより、撮影されている区域等であることを認識させ、犯罪抑止の効果が期待できるとともに、その表示によって容ぼう、姿態等を撮影されることがあることをあらかじめ了知させることとなる。

5 管理者の設置等

(1) 防犯カメラで撮影・記録された画像の適切な取扱いを確保するため、管理者を置く。

(2) 管理者は、当該画像を利用する事務を所管する課の個人情報保護管理者とする。

- (3) 管理者は、防犯カメラの設置表示、画像の保存方法等に係る防犯カメラの運用基準等を策定し、画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

6 適正な維持管理等

管理者は、防犯カメラで撮影・記録された画像の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 画像を保存する場合は、当該画像を加工することなく、撮影時の状態のままで保存する。
- (2) 防犯カメラの設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像を複写しない。
- (3) 管理者の許可なく画像を記録した記録媒体を画像表示装置又は録画装置の設置場所以外に持ち出さない。
- (4) 画像の保存期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間）は、漏えい、滅失又はき損の防止、その他の画像の安全管理のため必要最小限度の期間とする。ただし、これによりがたい事情があるときは設置目的に応じて管理者が保存期間を定める。
- (5) 保存期間を経過した画像については、漏えい等の防止のため、これを確実にかつ速やかに消去する。

7 受託者等の義務

- (1) 市から防犯カメラの設置又は管理の委託を受けた者及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により公の施設の管理に係る指定を受けた指定管理者（以下「受託者等」という。）が画像を保有する場合についても、市と同様に個人情報の保護に努める。
- (2) 市は、受託者等に対し画像の保護を図るため、契約書等に委託又は指定を受けた者が個人情報の保護に関し遵守すべき事項等を明記する等の必要な措置を講じる。

8 開示請求等

市は、条例で自己情報の開示請求を認められた者（以下「本人等」という。）から防犯カメラで撮影・記録された画像の開示請求があったときは、画像だけではなく他の情報と照合するなど、本人等確認について慎重な措置を講ずる。

9 本人等以外の者からの開示請求

市は、本人等以外の者から画像の開示請求があったときは、伊勢崎市情報公開条例（平成17年伊勢崎市条例第17号）に定めるところにより取り扱うものとする。

10 苦情の処理

実施機関は、防犯カメラにより撮影、記録された画像の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。